

鳥取県建設労働者等スキルアップ事業交付金交付要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、鳥取県補助金等交付規則（昭和32年鳥取県規則第22号。以下「規則」という。）第4条の規定に基づき、鳥取県建設労働者等スキルアップ事業交付金（以下「本交付金」という。）の交付について、規則に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(交付目的)

第2条 本交付金は、別表第1欄に掲げる事業者（以下「事業者」という。）に所属する別表第2欄の建設労働者又は建設技術者（以下「建設労働者等」という。）が別表第3欄の資格（以下「対象資格」という。）を取得するために受講する研修（以下「対象研修」という。）に係る別表第4欄の経費（以下「対象経費」という。）を支援することで、建設労働者等のスキルアップを図ることを目的とする。

(本交付金の交付)

第3条 県は、前条の目的を達成するため、事業者に対して予算の範囲内で本交付金を交付する。ただし、本交付金以外で、他の補助金、助成金等を受けたもの（受ける予定があるものも含む。）は交付対象外とする。

- 2 本交付金の交付は、対象経費の額以下とし、別表第5欄に掲げる額を研修受講者1名当たりの上限額とする。
- 3 対象経費は、研修受講者1名当たり別表第3欄に掲げるいずれかの対象資格について、毎年度1回とし、通算2回までとする。
- 4 前項に掲げるもののほか、1事業者当たりの交付対象人数その他の必要な事項は県土整備部長が別に定めるものとする。

(交付申請の時期等)

第4条 事業者は、県土整備部長が別に通知する日までに規則第5条に係る交付申請書を提出するものとする。

- 2 前項の申請書に添付すべき書類は、様式第1号及び様式第2号によるものとする。

(交付決定の時期等)

第5条 本交付金の交付決定は原則として、交付申請を受理した日から30日以内に行うものとする。

- 2 本交付金の交付決定通知は、様式第3号によるものとする。

(承認を要しない変更)

第6条 規則第12条第1項の知事が別に定める変更は、交付対象額の変更に係るもの以外の変更とする。

- 2 第5条第1項の規定は、変更等の承認について準用する。

(実績報告の時期等)

第7条 規則第17条第1項の規定による報告は様式第1号及び様式第2号により、交付事業の完了又は中止若しくは廃止の日から30日以内に行うものとする。

(雑則)

第8条 規則及びこの要綱の規定に定めるもののほか、本交付金の交付について必要な事項は、県土整備部長が別に定める。

附 則
この要綱は、平成27年4月30日から施行する。

附 則
この要綱は、平成27年5月22日から施行する。

附 則
この要綱は、平成29年4月5日から施行する。

附 則
この改正は、平成31年3月27日から施行し、平成31年度事業から適用する。

様式第1号（第4条、第7条関係）

年度鳥取県建設労働者等スキルアップ事業計画（実施報告）書

1 受講研修

研修受講者 (受講者全員の氏名を記載すること。)	
研修名 (研修受講者が複数あり、異なる研修を受講する場合は別様とすること。)	
研修主催者	
研修期間	
研修内容	

(注)

- 1 交付申請時の添付書類は、次のとおりとする。
 - (1) 研修内容が分かる資料
 - (2) 研修受講証及び研修受講者の生年月日が分かる書類（運転免許証の写し等）
- 2 実績報告時の添付書類は、次のとおりとする。
 - (1) 研修主催者からの請求書
 - (2) 受講修了証の写し等研修を受講したことが分かるもの
 - (3) 対象資格に係る受験票の写し

2 他の補助金等の活用状況（有る場合のみ記載）

補助金名	
事業内容	
担当部署	

3 消費税の仕入税額控除について

私は消費税の仕入税額控除を（行う・行わない）者である。

※「行う」「行わない」のいずれかを○で囲んでください。

様式第2号（第4条、第7条関係）

年度鳥取県建設労働者等スキルアップ事業収支予算（決算）書

収支予算（決算）

1 収入の部

（単位：円）

区分	予算額	積算内訳	備考
県交付金			
自己負担金			
その他の収入			
合計			

2 支出の部

区分	予算額	積算内訳	備考
合計			

（注）積算内訳の根拠となる資料（領収書の写し等）を添付のこと。

様

鳥取県知事 ○○ ○○ 印

○年度鳥取県建設労働者等スキルアップ事業交付金交付決定通知書

年 月 日付（第 号）の申請書（以下「申請書」という。）で申請のあった鳥取県建設労働者等スキルアップ事業交付金（以下「本交付金」という。）については、鳥取県補助金等交付規則（昭和32年鳥取県規則第22号。以下「規則」という。）第6条第1項の規定に基づき、下記のとおり交付することに決定したので、規則第8条第1項の規定により通知します。

（担当：連絡先）

記

1 事業

本交付金の交付事業は「鳥取県建設労働者等スキルアップ事業」とし、その内容は若手建設労働者の資格取得を支援することで、公共工事の主任技術者を育成し、建設労働者のスキルアップを図るもの。

2 交付決定額等

本交付金の算定基準額及び交付決定額は、次のとおりとする。

- | | | |
|-----------|---|---|
| (1) 算定基準額 | 金 | 円 |
| (2) 交付決定額 | 金 | 円 |

3 交付額の確定

本交付金の額の確定は、交付対象経費の実績額について、鳥取県建設労働者等スキルアップ事業交付金交付要綱（平成27年4月30日付第201500015965号鳥取県県土整備部長通知。以下「要綱」という。）第3条第2項及び第3項の規定を適用して算定した額と、前記2の(2)の交付決定額（変更された場合は、変更後の額とする。）のいずれか低い額により行う。

4 補助規程の遵守

本交付金の收受及び使用、交付金事業の遂行等に当たっては、規則及び要綱に定めるもののほか、本交付金の交付について必要な事項は、県土整備部長が別に定める。

別表（第2条、第3条関係）

1 事業者	2 建設労働者等	3 対象資格	4 対象経費	5 限度額
鳥取県内に本店を有する建設業者	第4欄の研修（以下、この欄において「資格取得研修」という。）を受ける年度の4月1日時点の満年齢が40歳以下の者（資格取得研修の受講後、当該受講年度に第3欄の資格に係る受験者に限る。）	<ul style="list-style-type: none"> ・ 1級土木施工管理技士 ・ 2級土木施工管理技士 	<p>民間企業等が実施する第3欄の資格取得のための研修（通信教育、インターネット等による受講は除く。）の受講料。但し、旅費等受講料以外の経費は含まない。</p> <p>このうち、消費税課税対象のものについては、交付申請者が消費税の仕入税額控除を行う者である場合は、消費税相当額を控除する。</p>	研修受講者1名当たり 金30,000円/年